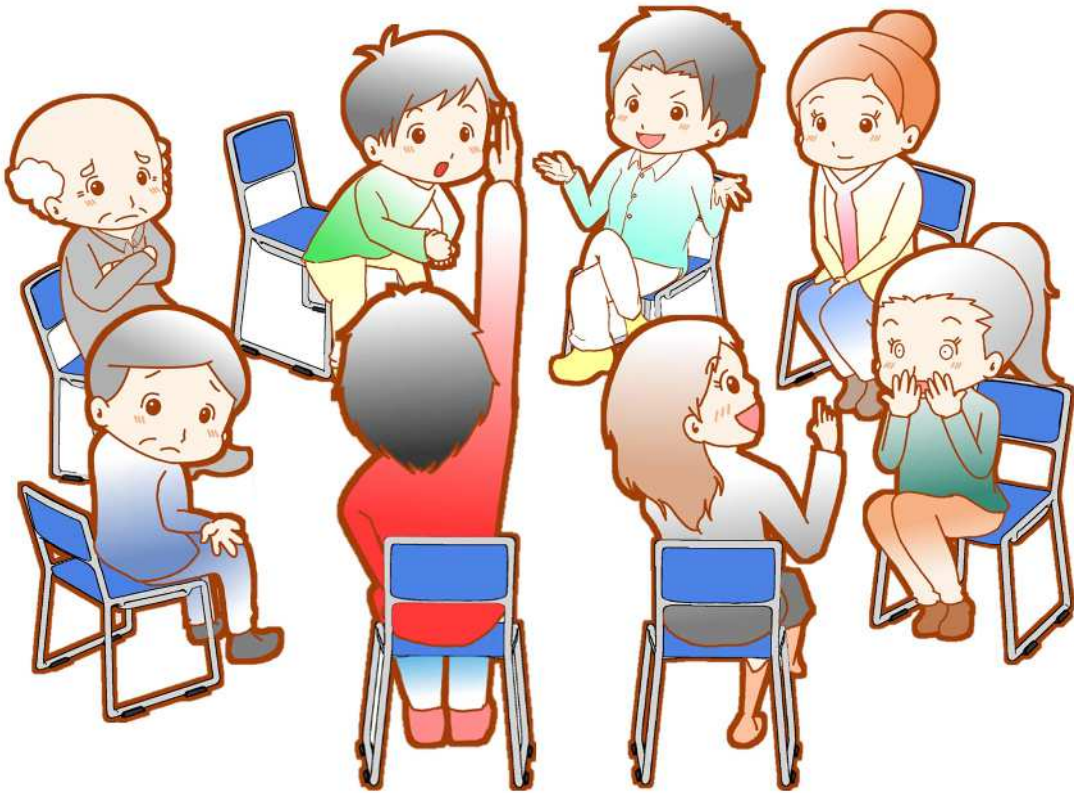



越谷市 審議会等 ガイドブック

令和7年度(2025年度)版



越 谷 市



目次

○審議会等に参加してみましょう!…… 1

○越谷市の審議会等一覧…… 5

○審議会等の運用状況

 公募枠のある審議会等…… 10

 公募枠のない審議会等…… 26

 要綱の対象外となる審議会等…… 42

○関係資料

 審議会等の委員への女性の
 登用推進要綱…… 47

 越谷市審議会等の設置及び
 運用に関する要綱…… 48

 越谷市教育委員会審議会等の
 設置及び運用に関する要綱…… 51

○審議会等の運用状況に関する
 調査結果…… 54

審議会等に参加してみましよう！



●審議会等とは

「審議会等」とは、重要な政策など決定する際に、市民や有識者などの意見を反映させるための機関で、法律や条例などにより、その目的やメンバーなどを定めています。政策や事業について検討する早い段階での市民参画は重要であり、審議会等は、市民が行政に直接意見を伝えられる場の一つといえます。

●公募委員

日頃、さまざまな行政サービスについて、

「もっとこうなったらいいのに…」

「なんでこういう仕組みなんだろう」と

思ったことはありませんか？

審議会等の中には、行政では気づきづらい、

市民目線での意見を得るために、「公募委員」を設置しているものもあります。

「難しそう」と敬遠せず、皆さんの声を届けてみませんか？



●委員の男女比

越谷市の人口における男女比はほぼ5対5ですが、
審議会等の委員における男女比は約7対3と男性が多くなっています。

市民の意見を的確に反映させるには、
女性委員の割合を向上させ、男女比が
均衡することが望ましい姿であると思います。





第4次越谷市男女共同参画計画では、審議会等における女性の登用率を令和7年度までに35%以上にすると目標を掲げ、令和7年4月1日現在で35.4%と目標を達成いたしました。しかし、国では40%以上、県では42%以上を目標としており、越谷市でもより一層登用率を上げられるよう取り組んでいく必要があります。

誰もが住みやすいと感じる街になるよう、皆さんの声が必要です。

このガイドブックから興味関心のある審議会等を見つけていただき、「公募委員」にぜひチャレンジしてみてください。



チャレンジリストの登録をしてみませんか？

公募委員にチャレンジしたいと考えている方の登録申請を受け付けています。

登録の際、興味のある分野にチェックをつけていただきます。
(複数選択可)

登録いただいた方には、興味のある分野の公募委員募集の際に、担当課からご案内が届く可能性があります。

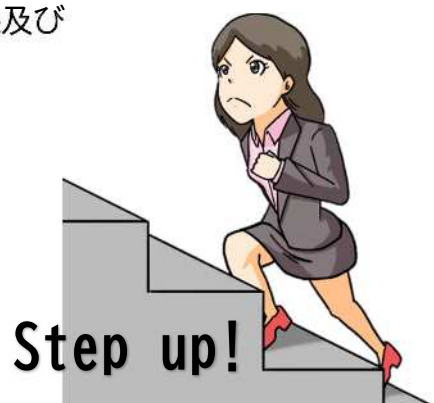
また、チャレンジリストに登録された方には、毎年この冊子をお送りいたします。

興味のある審議会等の公募委員募集期間の参考としていただけると幸いです。

登録できるのは、以下の方です。

- ・ 満18歳以上の者であること
- ・ 市内において、住み、働き、学び、又は活動している者であること
- ・ 市の職員でない者であること

登録は、電子申請または、人権・男女共同参画推進課及び男女共同参画支援センター「ほっと越谷」の窓口にて、随時受け付けております。





特別な知識のない私の意見なんか本当に聞いてくれるのかなあと気後れしてしまうのですが…。

審議会等の委員には、必要と思われる専門分野の方をそれぞれ委嘱しています。専門的なことは専門家に任せて、一市民としてのご意見をいただければと期待しています。



スーツの人達が集まっていて堅苦しい雰囲気イメージなのですが、何を着ていったらいいのでしょうか。

特に決まりはありません。普段着で大丈夫です。



選考方法に作文があって、ハードルが高く感じてしまうのですが…。

応募いただいた方を選ぶ際には、どういう考えの方かを知る必要があるため、作文をお願いするケースが多いですが、制限文字数いっぱいまで必ずしも書く必要はありません。



どのような雰囲気で行われているか気になる方は、興味のある審議等を傍聴してみるのはいかがでしょうか。非公開でなければ、ホームページや広報に案内が出てますので、参考にしてみてください。

越谷市の審議会等一覧

(令和7年4月1日時点)

*「女性委員数」で、休止中または現在選任中の審議会等については「-」と表示しています。

★公募枠のある審議会等

分野	審議会等名称	担当部署	委員数	女性委員数	女性登用率	公募枠人数	会議の方法	掲載ページ
総合政策	総合振興計画審議会(改選中)	政策課	-	-	-	7	公開	11
	自治基本条例推進会議	政策課	15	2	13.3	8	公開	11
	行政経営審議会	行政管理課	15	4	26.7	5	公開	12
広報・情報公開	情報公開・個人情報保護審議会	総務課	9	3	33.3	3	公開	12
男女共同参画	男女共同参画推進委員会	人権・男女共同参画推進課	15	11	73.3	3	公開	13
市民生活	消費生活センター運営委員会	くらし安心課	15	9	60.0	11	非公開	13
	消費者保護委員会	くらし安心課	13	11	84.6	3	公開	14
	空家等対策協議会	建築住宅課	13	2	15.4	3	公開	14
保健・福祉・介護	社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会	障害福祉課	17	11	64.7	3	公開	15
	社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	地域共生推進課	18	10	55.6	4	公開	15
	介護保険運営協議会	介護保険課	20	5	25.0	5	公開	16
	保健衛生審議会	健康づくり推進課	23	9	39.1	5	公開	16
	国民健康保険運営協議会	国保年金課	20	9	45.0	6	公開	17
	自殺対策連絡協議会	保健総務課 こころの健康支援室	23	9	39.1	5	公開	17
子育て	社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	子ども施策推進課	16	13	81.3	2	公開	18
環境	環境審議会	環境政策課	15	3	20.0	3	公開	18
	廃棄物減量等推進審議会	資源循環推進課	15	7	46.7	4	一部非公開	19
都市基盤	下水道事業運営審議会	下水道経営課	11	2	18.2	4	公開	19
	都市計画審議会	都市計画課	18	3	16.7	3	公開	20

分野	審議会等名称	担当部署	委員数	女性委員数	女性登用率	公募枠人数	会議の方法	掲載ページ
都市基盤	景観評価委員会	都市計画課	10	5	50.0	3	公開	20
	地域公共交通協議会	都市計画課	25	2	8.0	5	公開	21
教育・文化	青少年問題協議会	青少年課	30	14	46.7	6	公開	21
	生涯学習審議会	生涯学習課	30	9	30.0	7	公開	22
	科学技術体験センター運営委員会	科学技術体験センター	11	6	54.5	4	公開	22
	スポーツ推進審議会	スポーツ振興課	16	7	43.8	3	公開	23
	市立図書館協議会	図書館	12	6	50.0	2	公開	23
その他	学校運営協議会	指導課	240	118	49.2	44	公開	24
	学校給食運営委員会	給食課	20	9	45.0	2	一部非公開	24
	越谷しらこぼと基金運営委員会	市民活動支援課	10	3	30.0	3	一部非公開	25
	越谷サンシティのあり方に関する審議会	南越谷にぎわい推進室	25	4	16.0	6	公開	25

★公募枠のない審議会等

分野	審議会等名称	担当部署	委員数	女性委員数	女性登用率	公募枠人数	会議の方法	掲載ページ
総合政策	公の施設に係る指定管理者選定審査会	公共施設マネジメント推進課	5	1	20.0	-	一部非公開	27
	PFI事業者選定審査会(休止中)	公共施設マネジメント推進課	-	-	-	-	非公開	27
広報・情報公開	情報公開・個人情報保護審査会	総務課	3	1	33.3	-	非公開	27
防犯・交通安全	交通安全対策会議(休止中)	くらし安心課	-	-	-	-	公開	28
市民生活	特定空家等審査会(休止中)	建築住宅課	-	-	-	-	未定	28
保健・福祉・介護	民生委員推薦会	福祉総務課	14	10	71.4	-	非公開	28
	社会福祉審議会 民生委員審査専門分科会	福祉総務課	5	0	0.0	-	非公開	29
	介護給付費等の支給に関する審査会	障害福祉課	24	10	41.7	-	非公開	29
	地域包括ケア推進協議会	地域共生推進課	16	4	25.0	-	公開	29

分野	審議会等名称	担当部署	委員数	女性委員数	女性登用率	公募枠人数	会議の方法	掲載ページ
保健・福祉・介護	老人ホーム入所判定委員会	地域包括ケア課	4	2	50.0	-	非公開	30
	介護認定審査会	介護保険課	96	34	35.4	-	非公開	30
	予防接種健康被害調査委員会	健康づくり推進課	2	0	0.0	-	非公開	30
	小児慢性特定疾病審査会	感染症保健対策課	10	3	30.0	-	非公開	31
	感染症診査協議会	感染症保健対策課	5	1	20.0	-	非公開	31
	老人居室整備資金融資審査会(休止中)	建築住宅課	-	-	-	-	非公開	31
環境	小中学校結核対策検討委員会	学務課	4	0	0.0	-	非公開	32
	廃棄物処理施設専門委員会	廃棄物指導課	5	0	0.0	-	公開	32
	産業廃棄物処理施設設置等調整委員会	廃棄物指導課	4	0	0.0	-	非公開	32
産業経済	商工対策委員会	経済振興課	12	1	8.3	-	公開	33
	農政審議会	農業振興課	16	3	18.8	-	一部非公開	33
都市基盤	公共事業再評価委員会	都市計画課	5	1	20.0	-	公開	33
	開発審査会	都市計画課	5	1	20.0	-	公開	34
	まちの整備に関する審査会	都市計画課	3	1	33.3	-	公開	34
	建築審査会	都市計画課	7	2	28.6	-	公開	34
	西大袋土地区画整理審議会	市街地整備課	15	0	0.0	-	非公開	35
	まちの整備に関する審議会	開発指導課	5	1	20.0	-	公開	35
教育・文化	いじめ問題再調査委員会(休止中)	青少年課	-	-	-	-	非公開	35
	文化財調査委員会	生涯学習課	7	0	0.0	-	公開	36
	小中学校学区審議会	学務課	18	10	55.6	-	非公開	36
	いじめ問題対策連絡協議会	指導課	7	1	14.3	-	一部非公開	36

分野	審議会等名称	担当部署	委員数	女性委員数	女性登用率	公募枠人数	会議の方法	掲載ページ
教育・文化	いじめ防止対策委員会	指導課	5	2	40.0	-	一部非公開	37
	小中学校使用教科用図書選定委員会(任期外)	指導課	-	-	-	-	公開	37
	障害児就学支援委員会	教育センター	15	9	60.0	-	一部非公開	37
消防・防災	防災会議	危機管理室	40	6	15.0	-	公開	38
	国民保護協議会	危機管理室	37	1	2.7	-	公開	38
	住宅防火対策推進協議会	消防局予防課	20	5	25.0	-	公開	38
その他	住居表示整備審議会(休止中)	総務課	-	-	-	-	未定	39
	行政不服審査会	総務課	3	1	33.3	-	非公開	39
	特別職報酬等審議会	人事課	12	3	25.0	-	非公開	39
	公務災害補償等認定委員会	安全衛生管理課	5	1	20.0	-	非公開	40
	公務災害補償等審査会(休止中)	安全衛生管理課	-	-	-	-	非公開	40
	労働報酬等審議会	契約課	6	1	16.7	-	公開	40
	市立病院運営審議会	市立病院庶務課	18	5	27.8	-	公開	41

★要綱の対象外となる審議会等

分野	審議会等名称	担当部署	委員数	女性委員数	女性登用率	公募枠人数	会議の方法	掲載ページ
広報・情報公開	広報広聴専門委員	広報シティプロモーション課	7	2	28.6	-	非公開	43
男女共同参画	男女共同参画苦情処理委員	人権・男女共同参画推進課	3	2	66.7	-	非公開	43
保健・福祉・介護	福祉保健オンブズパーソン	福祉総務課	3	1	33.3	-	非公開	43
教育・文化	野口富士男文庫運営委員会	図書館	7	1	14.3	-	非公開	44



審議会等の運用状況

✿ 公募枠のある審議会等 ✿

【記載内容の注意点】

総合政策		越谷市〇〇審議会	
設置目的と主な審議内容		◆任期	2年
		◆年間開催回数	不定期
		◆会議の開催時期	夜間(18~21時)
		◆会議の方法	公開
		◆前年度開催回数	-
現委員について		◆委員定数	40人
◆任期	R7.4.1~R9.3.31	学識経験	令和7年4月1日時点での 現委員の任期、人数が記載 されています。
◆委員数	40人 (男性: 20人 女性: 20人)	職による	
		行政職	
公募について			
◆次期公募予定	R12年3月頃		本ガイドブックが発行された時点で 公募が締め切られているものにつ いては、その次の改選の際の公募 予定が記載されています。
◆選考方法	-		
◆選考基準	-		
◆こんな方を求めています			

総合政策		総合振興計画審議会		政策課
設置目的と主な審議内容		◆任 期 2年		
市のまちづくりの基本となる総合振興計画について調査、審議していただきます。		◆年間開催回数 不定期		
		◆会議の開催時期 夜間(18～21時)		
		◆会議の方法 公開		
		◆前年度開催回数 -		
現委員について		◆委員定数 40人		
◆任 期 改選中		学識経験者 3人	団体推薦 17人	
◆委員数 - (男性: - 女性: -)		職による選任 -	市民公募 7人	
		行政職員 -	その他 13人	
		(地区まちづくり会議の代表者)		
公募について				
◆次期公募予定 R12年3月頃				
◆選考方法 -				
◆選考基準 -				
◆こんな方を求めています -				

総合政策		自治基本条例推進会議		政策課
設置目的と主な審議内容		◆任 期 2年		
「参加と協働」によるまちづくりを推進するため、自治基本条例の運用状況等を検証していただきます。		◆年間開催回数 4回程度		
		◆会議の開催時期 平日夜間(17時～21時)		
		◆会議の方法 公開		
		◆前年度開催回数 4回		
現委員について		◆委員定数 15人		
◆任 期 R6.4.1-R8.3.31		学識経験者 3人	団体推薦 4人	
◆委員数 15人 (男性: 13人 女性: 2人)		職による選任 -	市民公募 8人	
		行政職員 -	その他 -	
		(-)		
公募について				
◆次期公募予定 R8年1月頃				
◆選考方法 提出のあった応募書類(応募動機・自己PR)に基づく面接				
◆選考基準 応募動機、自己PR等について、自己の考えを持っているか。委員として十分な資質があるか。委員として参加意欲が見られるか。				
◆こんな方を求めています 越谷市自治基本条例の普及や適切な運用等について、積極的にご意見をいただける方をお待ちしております。				

設置目的と主な審議内容

社会経済情勢の変化に対応した効率的で効果的な市政を推進するため、市長の諮問に応じて行政改革などについて調査・審議していただきます。

◆任 期 2年

◆年間開催回数 4回程度

◆会議の開催時期 平日日中(9時～17時)

◆会議の方法 公開

◆前年度開催回数 2回

現委員について

◆任 期 R6.4.1-R8.3.31

◆委員数 15人

(男性: 11人 女性: 4人)

◆委員定数 15人

学識経験者 5人 団体推薦 5人

職による選任 - 市民公募 5人

行政職員 - その他 -

(-)

公募について

◆次期公募予定 R7年11月頃

◆選考方法 応募理由書類を提出

◆選考基準 応募動機・越谷市の行財政運営に対する意見、自己PR文について、文章の趣旨が明確であり、本審議会への貢献度が高いと考えられるかを基準に選考します。

◆こんな方を求めています

行財政運営等について積極的に意見・提言いただける方をお待ちしております。

設置目的と主な審議内容

情報公開制度と個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るため、制度の実施状況の点検などを行っていただきます。

◆任 期 2年

◆年間開催回数 2回

◆会議の開催時期 平日日中(9時～17時)

◆会議の方法 公開

◆前年度開催回数 3回

現委員について

◆任 期 R5.11.22-R7.11.21

◆委員数 9人

(男性: 6人 女性: 3人)

◆委員定数 10人

学識経験者 4人 団体推薦 3人

職による選任 - 市民公募 3人

行政職員 - その他 -

(-)

公募について

◆次期公募予定 R7年9月頃

◆選考方法 テーマに沿った作文(1,200字以内)を提出

◆選考基準 作文の論旨展開に妥当性があるか、自分の考えを述べているか、両制度への関心や参加意欲が見られるか

◆こんな方を求めています

情報公開制度及び個人情報保護制度は、市民との協働によるまちづくりを推進していく上で不可欠であるため、両制度の更なる充実に向けて、積極的な意見をいただける方をお待ちしております。

男女共同参画

男女共同参画推進委員会

人権・男女共同参画推進課

設置目的と主な審議内容

越谷市男女共同参画推進条例第23条に基づき設置された委員会です。男女共同参画基本計画に関することや、男女共同参画の推進に関する重要事項などについて調査・審議していただきます。

◆任 期 2年

◆年間開催回数 3回

◆会議の開催時期 平日日中(9時~17時)

◆会議の方法 公開

◆前年度開催回数 2回

現委員について

◆任 期 R5.7.1-R7.6.30

◆委員数 15人
(男性: 4人 女性: 11人)

◆委員定数 15人

学識経験者 2人 団体推薦 10人

職による選任 - 市民公募 3人

行政職員 - その他 -

(-)

公募について

◆次期公募予定 R9年5月頃

◆選考方法 テーマに沿った作文(800字以内)の提出

◆選考基準 男女共同参画に関する意識が高く、越谷市の男女共同参画を推進する熱意があるか

◆こんな方を求めています

男女共同参画は、難しそうに思われがちですが、私たちの生活と密接な関係があり、身近なところに課題があふれています。様々な立場の方から、性別に関わりなく誰もが暮らしやすい社会にするためのアイデアや、日常の中で感じていること等を、積極的にご提言いただける方をお待ちしております。

市民生活

消費生活センター運営委員会

くらし安心課

設置目的と主な審議内容

越谷市立消費生活センターの運営を円滑・効果的に行うため、消費生活講座の運営や出張講座での寸劇等を行っていただきます。

◆任 期 2年

◆年間開催回数 7回

◆会議の開催時期 平日日中(9時~17時)

◆会議の方法 非公開

◆前年度開催回数 7回

現委員について

◆任 期 R6.4.9-R8.4.8

◆委員数 15人
(男性: 6人 女性: 9人)

◆委員定数 20人

学識経験者 - 団体推薦 9人

職による選任 - 市民公募 11人

行政職員 - その他 -

(-)

公募について

◆次期公募予定 R8年2月頃

◆選考方法 応募理由(200字以内)書類を提出

◆選考基準 消費者問題について関心があるか。また、啓発活動への参加意欲があり、周囲と協力して運営に携わることができるかなどその他の要素を考慮します。

◆こんな方を求めています

講演会の進行、出張講座の寸劇、消費生活情報誌の発行など、消費者への啓発活動に積極的に携わっていただきたいです。

消費者保護委員会

くらし安心課

設置目的と主な審議内容

消費者行政の円滑な推進を図るため、具体的な相談に対する苦情処理のあっせんや調停などを行っています。

◆任 期 2年

◆年間開催回数 1回

◆会議の開催時期 平日日中(9時~17時)

◆会議の方法 公開

◆前年度開催回数 1回

現委員について

◆任 期 R6.7.27-R8.7.26

◆委員数 13人
(男性: 2人 女性: 11人)

◆委員定数 13人

学識経験者	2人	団体推薦	8人
-------	----	------	----

職による選任	-	市民公募	3人
--------	---	------	----

行政職員	-	その他	-
------	---	-----	---

(-)

公募について

◆次期公募予定 R8年6月頃

◆選考方法 応募理由(400字以内)書類を提出

◆選考基準 消費者問題について関心があるか。また、消費者行政の円滑な推進を図る意欲が見られるかなどその他の要素を考慮します。

◆こんな方を求めています

消費生活センターで処理できない消費者からの商品等に関する苦情の斡旋・調停などを行なうために、消費者行政に関する重要事項を調査、審議して下さる方をお待ちしております。

空家等対策協議会

建築住宅課

設置目的と主な審議内容

空家等対策の推進に関する特別措置法第7条の規定に基づく空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項について協議していただきます。

◆任 期 2年

◆年間開催回数 3回程度

◆会議の開催時期 平日日中(9時~17時)

◆会議の方法 公開

◆前年度開催回数 2回

現委員について

◆任 期 R6.7.1-R8.6.30

◆委員数 13人
(男性: 11人 女性: 2人)

◆委員定数 15人

学識経験者	6人	団体推薦	4人
-------	----	------	----

職による選任	2人	市民公募	3人
--------	----	------	----

行政職員	-	その他	-
------	---	-----	---

(-)

公募について

◆次期公募予定 R8年4月

◆選考方法 テーマに沿った作文を提出

◆選考基準 テーマの意味をとらえているか、自分なりに深く掘り下げているか、論旨が一貫し構成されているか、表現はわかりやすいか、応募動機・自己PR について

◆こんな方を求めています

空家等対策の推進のため、市民の視点から率直な意見を積極的に発言していただける方をお待ちしております。

設置目的と主な審議内容		◆任 期 3年	
障がい者の福祉に関する事項を調査・審議していただきます。		◆年間開催回数 4回	
		◆会議の開催時期 平日日中(9時~17時)	
現委員について		◆会議の方法 公開	
		◆前年度開催回数 3回	
◆任期 R6.5.26-R9.5.25 ◆委員数 17人 (男性: 6人 女性: 11人)		◆委員定数 17人	
		学識経験者 14人	団体推薦 -
		職による選任 -	市民公募 3人
		行政職員 -	その他 -
		(-)	
公募について			
◆次期公募予定 R8年12月頃			
◆選考方法 テーマに沿った作文(800字以内)を提出			
◆選考基準 考察力・説得力・見方・見識 (論旨や意見の内容・論点整理・発想・視野・独自性など)			
◆こんな方を求めています 自助・公助・共助の各視点から、障害者福祉に関する施策等について、積極的に提言して下さる方を お待ちしております。			

設置目的と主な審議内容		◆任 期 3年	
地域福祉の推進に係る事項を調査・審議していただきます。		◆年間開催回数 3回	
		◆会議の開催時期 平日日中(9時~17時)	
現委員について		◆会議の方法 公開	
		◆前年度開催回数 3回	
◆任期 R6.5.26-R9.5.25 ◆委員数 18人 (男性: 8人 女性: 10人)		◆委員定数 18人	
		学識経験者 2人	団体推薦 11人
		職による選任 1人	市民公募 4人
		行政職員 -	その他 -
		(-)	
公募について			
◆次期公募予定 R9年2月頃			
◆選考方法 テーマに沿った作文(800字以内)を提出			
◆選考基準 考察力・説得力・見方・見識 (論旨や意見の内容・論点整理・発想・視野・独自性など)			
◆こんな方を求めています 地域の生活者としての視点から、身近な福祉サービスを地域が主体的に運営していくための方策等について、積極的に提言していただける方をお待ちしております。			

設置目的と主な審議内容 市が行う介護保険事業の円滑・適切な運営のため、介護保険事業計画の策定や施策について審議していただきます。	◆任 期 3年	
	◆年間開催回数 3～5回	
現委員について ◆任期 R6.7.1-R9.6.30 ◆委員数 20人 (男性: 15人 女性: 5人)	◆会議の開催時期 平日日中(9時～17時)	
	◆会議の方法 公開	
公募について ◆次期公募予定 R9年4月頃 ◆選考方法 テーマに沿った作文(800字程度)を提出 ◆選考基準 事実認識について誤りがないか、論旨展開が妥当か、自分の考えを述べているか、熱意が感じられるか ◆こんな方を求めています 市民の福祉行政に対する率直な意見やアイデアを積極的にご提案いただける方をお待ちしております。	◆前年度開催回数 5回	
	◆委員定数 21人	
	学識経験者 11人	団体推薦 5人
	職による選任 -	市民公募 5人
	行政職員 -	その他 -

保健・福祉・ 介護	<h1>保健衛生審議会</h1>		健康づくり推進課
	設置目的と主な審議内容 市民の健康づくりの推進、健康増進計画、公衆衛生の向上、地域保健、保健センターや保健所の運営等に関する事項を調査・審議していただきます。		◆任 期 2年
現委員について ◆任期 R5.8.1-R7.7.31 ◆委員数 23人 (男性: 14人 女性: 9人)	◆年間開催回数 2回		◆会議の開催時期 平日夜間(17時以降)
	◆会議の方法 公開		◆前年度開催回数 1回
公募について ◆次期公募予定 R9年5月頃 ◆選考方法 テーマに沿った作文(800字以内)を提出 ◆選考基準 「保健衛生」に関して、しっかりと自分の意見を持っていること ◆こんな方を求めています 日々の生活の中で、市民の方が感じたこと、思っていることを積極的に述べていただき、活発な議論をしていただける方をお待ちしております。	◆委員定数 24人		◆学識経験者 4人 団体推薦 15人
	職による選任 -		市民公募 5人
	行政職員 -		その他 -

国民健康保険運営協議会

国保年金課

設置目的と主な審議内容		◆任 期 3年			
国民健康保険事業の運営に関することを審議していただきます。		◆年間開催回数 6回			
		◆会議の開催時期 平日日中(9時~17時)			
		◆会議の方法 公開			
		◆前年度開催回数 2回			
現委員について		◆委員定数 21人			
◆任 期 R7.1.1-R9.12.31 ◆委員数 20人 (男性: 11人 女性: 9人)		学識経験者	-	団体推薦	15人
		職による選任	-	市民公募	6人
		行政職員	-	その他	-
		()			
公募について					
◆次期公募予定 R9年9月頃					
◆選考方法 テーマに沿った作文(800字以内)を提出					
◆選考基準 医療保険制度に関する知識やアイデアがあり、国民健康保険事業を推進する熱意が感じられるか					
◆こんな方を求めています 被保険者の視点から、国民健康保険事業の運営をより良くするための意見を発言していただける方をお待ちしております。					

自殺対策連絡協議会

保健総務課こころの健康支援室

設置目的と主な審議内容		◆任 期 2年			
自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、越谷市自殺対策推進計画の見直しや自殺対策にかかる連絡調整等について審議していただきます。		◆年間開催回数 1回			
		◆会議の開催時期 平日日中(9時~17時)			
		◆会議の方法 公開			
		◆前年度開催回数 1回			
現委員について		◆委員定数 25人			
◆任 期 R6.10.1-R8.9.30 ◆委員数 23人 (男性: 14人 女性: 9人)		学識経験者	2人	団体推薦	16人
		職による選任	1人	市民公募	5人
		行政職員	1人	その他	-
		()			
公募について					
◆次期公募予定 R8年6月頃					
◆選考方法 テーマに沿った作文(800字以内)を提出					
◆選考基準 自殺対策について関心をもち、自殺の現状について自らの考えを述べ、熱意があること					
◆こんな方を求めています 「誰も自殺に追い込まれることのない越谷の実現を目指して」、積極的なご意見をいただきたいです。					

子育て	社会福祉審議会 児童福祉専門分科会		子ども施策推進課
設置目的と主な審議内容		◆任 期 3年	
こども計画に関する事項、その他児童福祉に関する事項について調査・審議していただきます。		◆年間開催回数 3回	
		◆会議の開催時期 平日日中(9時~17時)	
現委員について		◆会議の方法 公開	
		◆前年度開催回数 3回	
◆任期 R6.5.26-R9.5.25 ◆委員数 16人 (男性: 3人 女性: 13人)		◆委員定数 18人	
		学識経験者 3人	団体推薦 11人
		職による選任 2人	市民公募 2人
		行政職員 -	その他 -
公募について		()	
◆次期公募予定 R9年2月頃			
◆選考方法 テーマに沿った作文(800字以内)を提出			
◆選考基準 考察力・説得力・見方・見識 (論旨や意見の内容・論点整理・発想・視野・独自性など)			
◆こんな方を求めています 自助・互助・共助・公助の各視点から、児童福祉に関する施策等について、積極的に提言して下さる方をお待ちしています。			

環境	環境審議会		環境政策課
設置目的と主な審議内容		◆任 期 2年	
越谷市環境管理計画の取組状況などの環境の保全と創造に関することを調査・審議していただきます。		◆年間開催回数 2回程度	
		◆会議の開催時期 平日日中(9時~17時)	
現委員について		◆会議の方法 公開	
		◆前年度開催回数 2回	
◆任期 R5.7.1-R7.6.30 ◆委員数 15人 (男性: 12人 女性: 3人)		◆委員定数 15人	
		学識経験者 8人	団体推薦 4人
		職による選任 -	市民公募 3人
		行政職員 -	その他 -
公募について		()	
◆次期公募予定 R9年4月頃			
◆選考方法 テーマに沿った作文(800字以内)を提出			
◆選考基準 環境問題について関心があり、正しい認識を持っているか、越谷の環境に対して自らの経験等に基づく考えを論理的に述べられるかを基準に選考します。			
◆こんな方を求めています 越谷の環境の保全創造のため市民の視点による意見提言をお願いしたいと思います。			

環境		廃棄物減量等推進審議会		資源循環推進課	
設置目的と主な審議内容		◆任 期 2年			
総合的な廃棄物の減量などに関することを審議していただきます。		◆年間開催回数 5回程度			
		◆会議の開催時期 平日日中(9時~17時)			
		◆会議の方法 一部非公開			
		◆前年度開催回数 1回			
現委員について		◆委員定数 15人			
◆任期 R5.11.30-R7.11.29 ◆委員数 15人 (男性: 8人 女性: 7人)		学識経験者	5人	団体推薦	2人
		職による選任	-	市民公募	4人
		行政職員	-	その他	4人
		(物の製造及び販売等を行う事業者、廃棄物の再生等を行う事業者)			
公募について		◆次期公募予定 R7年8月頃			
◆選考方法 テーマに沿った作文(800字以内)を提出		◆選考基準 越谷のごみ処理に対する理解、ごみの減量・資源化に対する独自の見方、考え方などを持っているか			
		◆こんな方を求めています 越谷のごみの減量及び資源化について市民の視点から意見・提言をお願いしたいと思います。			

都市基盤		下水道事業運営審議会		下水道経営課	
設置目的と主な審議内容		◆任 期 調査審議終了まで			
下水道整備区域の縮小並びに下水道経営戦略及び下水道使用料の改定等について調査・審議していただきます。		◆年間開催回数 5回程度			
		◆会議の開催時期 平日日中(9時~17時)			
		◆会議の方法 公開			
		◆前年度開催回数 2回			
現委員について		◆委員定数 15人			
◆任期 R6.7.1~R8.3.31(予定) ◆委員数 11人 (男性: 9人 女性: 2人)		学識経験者	6人	団体推薦	5人
		職による選任	-	市民公募	4人
		行政職員	-	その他	-
		()			
公募について		◆次期公募予定 未定			
◆選考方法 応募理由(400字以内)書類を提出		◆選考基準 越谷市の公共下水道事業に対する理解度、越谷市の公共下水道事業を推進する熱意があるか			
		◆こんな方を求めています 身近な疑問や率直な意見を発言していただける方をお待ちしております。			

都市基盤		都市計画審議会		都市計画課	
設置目的と主な審議内容		◆任 期		2年	
都市計画の決定などに関することについて調査・審議を行っていただきます。		◆年間開催回数		4回	
		◆会議の開催時期		平日日中(9時~17時)	
		◆会議の方法		公開	
		◆前年度開催回数		1回	
現委員について		◆委員定数		18人	
◆任 期 R6.10.8-R8.10.7		学識経験者	6人	団体推薦	-
◆委員数 18人		職による選任	6人	市民公募	3人
(男性: 15人 女性: 3人)		行政職員	3人	その他	-
		(-)			
公募について					
◆次期公募予定 R8年7月頃					
◆選考方法 テーマに沿った作文を提出					
◆選考基準 越谷市のまちづくりを理解し、熱意・創造力、論理・常識を持っているか					
◆こんな方を求めています					
都市計画やまちづくりに関して、市民の立場から積極的にご意見をいただきたいです。					

都市基盤		景観評価委員会		都市計画課	
設置目的と主な審議内容		◆任 期		2年	
景観施策等の評価や良好な景観形成の推進に関する調査・審議を行っていただきます。		◆年間開催回数		2回	
		◆会議の開催時期		平日日中(9時~17時)	
		◆会議の方法		公開	
		◆前年度開催回数		1回	
現委員について		◆委員定数		10人	
◆任 期 R5.10.1-R7.9.30		学識経験者	7人	団体推薦	-
◆委員数 10人		職による選任	-	市民公募	3人
(男性: 5人 女性: 5人)		行政職員	-	その他	-
		(-)			
公募について					
◆次期公募予定 R7年7月頃					
◆選考方法 テーマに沿った作文を提出					
◆選考基準 越谷市の景観を理解し、良好な景観形成に対する熱意、独自の見解を持っているか					
◆こんな方を求めています					
良好な景観形成を推進するためのアイデアや、景観施策に対する率直な評価などについて積極的にご意見をいただきたいです。					

設置目的と主な審議内容

越谷市地域公共交通計画の作成及び実施に関して必要な協議を行うとともに、地域住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便性の増進を図るために必要な協議を行っていただきます。

◆任 期 2年

◆年間開催回数 3回

◆会議の開催時期 平日日中(9時~17時)

◆会議の方法 公開

◆前年度開催回数 1回

◆委員定数 29人

学識経験者 2人 団体推薦 13人

職による選任 - 市民公募 5人

行政職員 8人 その他 1人

(自治会を代表するもの)

現委員について

◆任 期 R5.5.25-R7.5.24

◆委員数 25人
(男性: 23人 女性: 2人)

公募について

◆次期公募予定 R9年3月頃

◆選考方法 テーマに沿った作文を提出

◆選考基準 越谷市の公共交通について理解しているか、熱意が感じられるか、独自の考え方でまとめているか、論理に矛盾等がないか

◆こんな方を求めています

計画を推進する上でのアイデアや、率直な意見を積極的に発言して下さる方をお待ちしています。

設置目的と主な審議内容

青少年の指導、保護、育成、矯正に関する総合的な施策を立てるために必要な事項を協議していただきます。

◆任 期 2年

◆年間開催回数 2回

◆会議の開催時期 平日日中(9~17時)

◆会議の方法 公開

◆前年度開催回数 2回

◆委員定数 30人

学識経験者 2人 団体推薦 15人

職による選任 - 市民公募 6人

行政職員 7人 その他 -

()

現委員について

◆任 期 R5.7.1-R7.6.30

◆委員数 30人
(男性: 16人 女性: 14人)

公募について

◆次期公募予定 R9年5月頃

◆選考方法 テーマに沿った作文(400字以内)を提出していただきます。

◆選考基準 青少年健全育成に関する知識や関心が高く、青少年健全育成を推進する熱意があるかを選考します。

◆こんな方を求めています

青少年健全育成を推進するためのアイデアやノウハウなど、積極的に意見提言をお願いしたいと思います。

設置目的と主な審議内容

生涯学習の推進を図るため、社会教育、家庭教育に関することを審議していただきます。

◆任 期 2年

◆年間開催回数 3回

◆会議の開催時期 平日日中(9時~17時)

◆会議の方法 公開

◆前年度開催回数 3回

現委員について

◆任 期 R5.7.1-R7.6.30

◆委員数 30人
(男性: 21人 女性: 9人)

◆委員定数 33人

学識経験者 2人 団体推薦 21人

職による選任 - 市民公募 7人

行政職員 3人 その他 -

()

公募について

◆次期公募予定 R8年12月頃

◆選考方法 テーマに沿った作文(800字以内)を提出、面接

◆選考基準 生涯学習に関する知識や関心が高く、生涯学習を推進する熱意があるか

◆こんな方を求めています

生涯学習を推進するためのアイデアやノウハウなど、積極的に意見提言いただける方をお待ちしています。

設置目的と主な審議内容

科学技術体験センターの円滑な運営を行うため事業内容について審議していただきます。

◆任 期 2年

◆年間開催回数 2回

◆会議の開催時期 平日日中(9時~17時)

◆会議の方法 公開

◆前年度開催回数 2回

現委員について

◆任 期 R5.11.8-R7.11.7

◆委員数 11人
(男性: 5人 女性: 6人)

◆委員定数 12人

学識経験者 4人 団体推薦 1人

職による選任 - 市民公募 4人

行政職員 3人 その他 -

()

公募について

◆次期公募予定 R7年8月頃

◆選考方法 テーマに沿った作文(800字以内)の提出・面接を実施します。

◆選考基準 施設運営の知識・発想力、科学技術への関心度、自分の考えを持っている方をお待ちしております。

◆こんな方を求めています

経験を活かした今までにない視点・発想の事業展開についてご意見をいただきたいです。また、利用者の視点での発言もぜひお聞かせください。

スポーツ推進審議会

スポーツ振興課

設置目的と主な審議内容 スポーツの推進計画に関する事項について調査・審議していただきます。	◆任 期 2年	
	◆年間開催回数 2回	
	◆会議の開催時期 平日日中(9時~17時)	
	◆会議の方法 公開	
	◆前年度開催回数 2回	
現委員について ◆任 期 R6.8.1-R8.7.31 ◆委員数 16人 (男性: 9人 女性: 7人)	◆委員定数 18人	
	学識経験者 4人	団体推薦 7人
	職による選任 -	市民公募 3人
	行政職員 4人	その他 -
	(-)	
公募について ◆次期公募予定 R10年6月頃 ◆選考方法 テーマに沿った作文(800字以内)を提出します。 ◆選考基準 スポーツに対する熱意、関心度、知識力、思考力等を作文、面接で判断します ◆こんな方を求めています スポーツに関する知識や行動力等の能力を十分に発揮していただき、より良いスポーツ推進の方策等について、建設的な意見や提言をしてくださる方をお待ちしています。		

市立図書館協議会

図書館

設置目的と主な審議内容 図書館の運営に係る事業計画や子ども読書活動の推進等について協議していただくとともに、先進地の視察を行っていただきます。	◆任 期 2年	
	◆年間開催回数 4回	
	◆会議の開催時期 平日日中(9時~17時)	
	◆会議の方法 公開	
	◆前年度開催回数 4回	
現委員について ◆任 期 R6.8.1-R8.7.31 ◆委員数 12人 (男性: 6人 女性: 6人)	◆委員定数 12人	
	学識経験者 2人	団体推薦 5人
	職による選任 -	市民公募 2人
	行政職員 3人	その他 -
	(-)	
公募について ◆次期公募予定 R8年6月頃 ◆選考方法 テーマに沿った作文(800字程度)を提出 ◆選考基準 学識経験者(司書資格を持っている、図書館での勤務経験があるなど)であり、図書館利用に対する熱意・関心度などです。 ◆こんな方を求めています 図書館の運営について、意見等を積極的に発言していただき、改善等に反映していきたいです。		

学校運営協議会

指導課

設置目的と主な審議内容 地域の住民、保護者等の学校運営への参画を促進することにより、市立小中学校、地域の住民、保護者等が一体となって学校運営の改善を図っていただきます。	◆任 期 1年		
	◆年間開催回数 3回		
現委員について ◆任 期 R7.4.1-R8.3.31 ◆委員数 240人 (男性: 122人 女性: 118人)	◆会議の開催時期 平日日中(9時~17時)		
	◆会議の方法 公開		
	◆前年度開催回数 132回		
	◆委員定数 264人		
	学識経験者	-	団体推薦 -
	職による選任	-	市民公募 44人
行政職員	-	その他 220人	
(地域住民、保護者等)			
公募について ◆次期公募予定 R8年2月頃 ◆選考方法 テーマに沿った作文(800字以内)を提出 ◆選考基準 1.対象学校の通学区内に住所を有する者 2.教育に関する理解と識見を有する満18歳以上の者 3.越谷市立小中学校の教職員以外の者 4.市の職員以外の者 5.会議に出席し、意見を述べる事ができる者 ◆こんな方を求めています 学校教育や地域に関心が深く、教育に関する理解と識見を有する方をお待ちしております。			

学校給食運営委員会

給食課

設置目的と主な審議内容 学校給食の適正な運営を図るため、給食費や献立内容、給食物資、食物アレルギーへの対応、食育の取組などを調査・審議していただきます。	◆任 期 2年		
	◆年間開催回数 16回		
現委員について ◆任 期 R5.7.1-R7.6.30 ◆委員数 20人 (男性: 11人 女性: 9人)	◆会議の開催時期 平日日中(9時~17時)		
	◆会議の方法 一部非公開		
	◆前年度開催回数 16回		
	◆委員定数 21人		
	学識経験者	2人	団体推薦 16人
	職による選任	-	市民公募 2人
行政職員	1人	その他 -	
(-)			
公募について ◆次期公募予定 R9年4月頃 ◆選考方法 テーマに沿った作文(800文字)を提出 ◆選考基準 学校給食・食に関する意識が高く、熱意があるか ◆こんな方を求めています 学校給食に関する市民の意見を広く聞かせていただける方をお待ちしております。			

越谷しらこぼと基金運営委員会		市民活動支援課
その他		
設置目的と主な審議内容		◆任 期 2年
基金の効果的な運用を図るため、基金の基本的なあり方、運用、助成金事業に関する事項等について審議していただきます。		◆年間開催回数 不定期
		◆会議の開催時期 平日日中(9時~17時)
現委員について		◆会議の方法 一部非公開
		◆前年度開催回数 3回
◆任期 R7.4.1~R9.3.31 ◆委員数 10人 (男性: 7人 女性: 3人)		◆委員定数 10人
		学識経験者 2人 団体推薦 5人
公募について		職による選任 - 市民公募 3人
		行政職員 - その他 - ()
◆次期公募予定 R9年1月頃		
◆選考方法 テーマに沿った作文(800字以内)を提出		
◆選考基準 まちづくりに関する意識が高く、まちづくりを推進する熱意があるか		
◆こんな方を求めています まちづくりを推進するためのアイデアや、市民活動団体とその事業に対する評価など、率直な意見や助言をお願いできる方をお待ちしております。		

越谷サンシティのあり方に関する審議会		南越谷にぎわい推進室
その他		
設置目的と主な審議内容		◆任 期 当該諮問に対し答申するまで
今後の越谷サンシティのあり方に関する方針の策定に関し必要な事項を調査審議していただきます。		◆年間開催回数 4回程度
		◆会議の開催時期 平日夜間(17時~21時)
現委員について		◆会議の方法 公開
		◆前年度開催回数 -
◆任期 R7.3.28~ ◆委員数 25人 (男性: 21人 女性: 4人)		◆委員定数 25人
		学識経験者 7人 団体推薦 10人
公募について		職による選任 - 市民公募 6人
		行政職員 2人 その他 - ()
◆次期公募予定 -		
◆選考方法 -		
◆選考基準 -		
◆こんな方を求めています -		

✧ 公募枠のない審議会等 ✧

総合政策	公の施設に係る指定管理者選定審査会		公共施設マネジメント推進課
	設置目的と主な審議内容 指定管理者を選定する際、公平性、透明性を確保するため、必要な評価・審査等を行っていただきます。		◆任 期 2年 ◆年間開催回数 2回程度 ◆会議の開催時期 平日日中(9時~17時) ◆会議の方法 一部非公開 ◆委員定数 5人
現委員について ◆任 期 R5.7.1-R7.6.30 ◆委員数 5人 (男性: 4人 女性: 1人)		学識経験者 2人 団体推薦 - 職による選任 3人 行政職員 - その他 (-)	

総合政策	PFI事業者選定審査会		公共施設マネジメント推進課
	設置目的と主な審議内容 PFI事業者を選定する際、競争性、公正性、透明性を確保するため、必要な審査を行っていただきます。		◆任 期 当該諮問の調査・審議終了まで ◆年間開催回数 - ◆会議の開催時期 - ◆会議の方法 非公開 ◆委員定数 5人
現委員について ◆任 期 休止中 ◆委員数 - (男性: - 女性: -)		学識経験者 5人 団体推薦 - 職による選任 - 行政職員 - その他 (-)	

広報・情報公開	情報公開・個人情報保護審査会		総務課
	設置目的と主な審議内容 情報公開制度や個人情報保護制度の公開・開示決定等について審査請求があった際に、その決定の妥当性について審査していただきます。		◆任 期 2年 ◆年間開催回数 8回 ◆会議の開催時期 平日日中(9時~17時) ◆会議の方法 非公開 ◆委員定数 3人
現委員について ◆任 期 R5.10.16-R7.10.15 ◆委員数 3人 (男性: 2人 女性: 1人)		学識経験者 - 団体推薦 - 職による選任 - 行政職員 - その他 (識見を有するもの(弁護士、大学准教授)) 3人	

防犯・交通安全	交通安全対策会議			くらし安心課	
	設置目的と主な審議内容		◆任 期 審議終了まで		
越谷市交通安全計画の作成や市域の陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議等を行っていただきます。		◆年間開催回数 2回程度			
		◆会議の開催時期 平日日中(9時~17時)			
		◆会議の方法 公開			
		◆委員定数 17人			
現委員について		学識経験者	-	団体推薦	-
◆任 期 休止中		職による選任	8人	行政職員	9人
◆委員数 -		その他 (-)			
(男性: - 女性: -)		- (-)			

市民生活	特定空家等審査会			建築住宅課	
	設置目的と主な審議内容		◆任 期 2年		
空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定による代執行をすることの適否を審査していただきます。		◆年間開催回数 -			
		◆会議の開催時期 -			
		◆会議の方法 未定			
		◆委員定数 5人			
現委員について		学識経験者	-	団体推薦	-
◆任 期 休止中		職による選任	-	行政職員	-
◆委員数 -		その他 (-)			
(男性: - 女性: -)		- (-)			

保健・福祉・介護	民生委員推薦会			福祉総務課	
	設置目的と主な審議内容		◆任 期 3年		
民生委員法の規定に基づき、民生委員・児童委員候補者の推薦を行っていただきます。		◆年間開催回数 2回			
		◆会議の開催時期 平日日中(9時~17時)			
		◆会議の方法 非公開			
		◆委員定数 14人			
現委員について		学識経験者	1人	団体推薦	13人
◆任 期 R5.2.1-R8.1.31		職による選任	-	行政職員	-
◆委員数 14人		その他 (-)			
(男性: 4人 女性: 10人)		- (-)			

社会福祉審議会 民生委員審査専門分科会

福祉総務課

設置目的と主な審議内容 民生委員の適否に関する事項を調査・審議していただきます。	◆任 期 3年	
	◆年間開催回数 2回	
	◆会議の開催時期 平日日中(9時～17時)	
	◆会議の方法 非公開	
	◆委員定数 5人	
現委員について ◆任 期 R6.5.26-R9.5.25 ◆委員数 5人 (男性: 5人 女性: 0人)	学識経験者 -	団体推薦 3人
	職による選任 2人	行政職員 -
	その他 (-)	
	- (-)	

介護給付費等の支給に関する審査会

障害福祉課

設置目的と主な審議内容 障害福祉サービスの支給決定を行う際に必要となる、障害支援区分の判定と支給決定の要否についての意見を述べていただきます。	◆任 期 2年	
	◆年間開催回数 36回	
	◆会議の開催時期 平日夜間(19時30分～2	
	◆会議の方法 非公開	
	◆委員定数 24人	
現委員について ◆任 期 R7.4.1-R9.3.31 ◆委員数 24人 (男性: 14人 女性: 10人)	学識経験者 4人	団体推薦 20人
	職による選任 -	行政職員 -
	その他 (-)	
	- (-)	

地域包括ケア推進協議会

地域共生推進課

設置目的と主な審議内容 地域包括ケアに関する施策の推進を図るため、在宅医療・介護連携の推進に関する事項や、認知症施策の推進に関する事項などについて、調査・審議していただきます。	◆任 期 3年	
	◆年間開催回数 2回	
	◆会議の開催時期 平日夜間(17～21時)	
	◆会議の方法 公開	
	◆委員定数 16人	
現委員について ◆任 期 R6.8.1-R9.7.31 ◆委員数 16人 (男性: 12人 女性: 4人)	学識経験者 2人	団体推薦 13人
	職による選任 -	行政職員 -
	その他 (地域包括支援センター職員)	
	1人 ()	

保健・福祉・介護		老人ホーム入所判定委員会		地域包括ケア課	
設置目的と主な審議内容		◆任 期		2年	
老人ホーム入所措置及び措置継続の可否を判定していただきます。		◆年間開催回数		1回	
		◆会議の開催時期		平日日中(9時～17時)	
		◆会議の方法		非公開	
		◆委員定数		6人	
現委員について		学識経験者		-	
◆任 期 R7.4.1-R9.3.31		職による選任		2人	
◆委員数 4人		その他		()	
(男性: 2人 女性: 2人)		-		-	

保健・福祉・介護		介護認定審査会		介護保険課	
設置目的と主な審議内容		◆任 期		2年	
介護保険制度における要介護状態区分などを審査・判定していただきます。		◆年間開催回数		380回程度	
		◆会議の開催時期		月・火・水・木(夜間)火・水・木・金(日中)	
		◆会議の方法		非公開	
		◆委員定数		120人	
現委員について		学識経験者		-	
◆任 期 R7.4.1-R9.3.31		職による選任		32人	
◆委員数 96人		その他		()	
(男性: 62人 女性: 34人)		-		-	

保健・福祉・介護		予防接種健康被害調査委員会		健康づくり推進課	
設置目的と主な審議内容		◆任 期		2年	
予防接種により発生した健康被害について、調査・審議していただきます。		◆年間開催回数		未定	
		◆会議の開催時期		未定	
		◆会議の方法		非公開	
		◆委員定数		4人	
現委員について		学識経験者		-	
◆任 期 R7.4.1-R9.3.31		職による選任		-	
◆委員数 2人		その他		()	
(男性: 2人 女性: 0人)		-		-	

保健・福祉・ 介護	小児慢性特定疾病審査会			感染症保健対策課
	設置目的と主な審議内容		◆任 期 2年	
小児慢性特定疾病医療給付の申請に関し、必要な事項について審査していただきます。		◆年間開催回数 12回		
		◆会議の開催時期 平日日中(9時～17時)		
		◆会議の方法 非公開		
		◆委員定数 15人		
現委員について		学識経験者 10人	団体推薦 -	
◆任 期 R7.1.1-R8.12.31		職による選任 -	行政職員 -	
◆委員数 10人		その他 (-)		
(男性: 7人 女性: 3人)				

保健・福祉・ 介護	感染症診査協議会			感染症保健対策課
	設置目的と主な審議内容		◆任 期 2年	
結核等の感染症の患者への就業制限に係る通知、入院勧告、入院期間の延長及び医療費の公費負担に関し、必要な事項等を審議していただきます。		◆年間開催回数 24回		
		◆会議の開催時期 平日日中(13時～14時)		
		◆会議の方法 非公開		
		◆委員定数 5人		
現委員について		学識経験者 0人	団体推薦 5人	
◆任 期 R7.4.1-R9.3.31		職による選任 -	行政職員 -	
◆委員数 5人		その他 (-)		
(男性: 4人 女性: 1人)				

保健・福祉・ 介護	老人居室整備資金融資審査会			建築住宅課
	設置目的と主な審議内容		◆任 期 3年	
高齢者の専用居室を増改築するために必要な資金を融資することについて調査・審議していただきます。		◆年間開催回数 -		
		◆会議の開催時期 -		
		◆会議の方法 非公開		
		◆委員定数 若干名		
現委員について		学識経験者 -	団体推薦 -	
◆任 期 休止中		職による選任 -	行政職員 -	
◆委員数 -		その他 (-)		
(男性: - 女性: -)				

小中学校結核対策検討委員会

学務課

設置目的と主な審議内容 越谷市立小中学校に在学する児童生徒の結核対策について審議します。	◆任 期 2年	
	◆年間開催回数 3回	
	◆会議の開催時期 平日日中(9時～17時)	
	◆会議の方法 非公開	
	◆委員定数 5人	
現委員について ◆任 期 R7.4.1-R9.3.31 ◆委員数 4人 (男性: 4人 女性: 0人)	学識経験者 -	団体推薦 4人
	職による選任 1人	行政職員 -
	その他 (-)	
	- (-)	

廃棄物処理施設専門委員会

廃棄物指導課

設置目的と主な審議内容 廃棄物処理施設の設置にあたり、周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設に適正な配慮がなされたものであるかどうか専門的知識を有する者の意見を伺います。	◆任 期 2年	
	◆年間開催回数 未定(案件があった場合に)	
	◆会議の開催時期 平日日中(9時～17時)	
	◆会議の方法 公開	
	◆委員定数 5人	
現委員について ◆任 期 R7.4.1-R9.3.31 ◆委員数 5人 (男性: 5人 女性: 0人)	学識経験者 5人	団体推薦 -
	職による選任 -	行政職員 -
	その他 (-)	
	- (-)	

産業廃棄物処理施設設置等調整委員会

廃棄物指導課

設置目的と主な審議内容 産業廃棄物処理施設の設置にあたり紛争の予防及び調整に係る重要事項の調査及び審議を行っていただきます。	◆任 期 2年	
	◆年間開催回数 未定(案件があった場合に)	
	◆会議の開催時期 平日日中(9時～17時)	
	◆会議の方法 非公開	
	◆委員定数 4人	
現委員について ◆任 期 R7.4.1-R9.3.31 ◆委員数 4人 (男性: 4人 女性: 0人)	学識経験者 4人	団体推薦 -
	職による選任 -	行政職員 -
	その他 (-)	
	- (-)	

産業経済	商工対策委員会			経済振興課
	設置目的と主な審議内容		◆任 期 2年	
市が実施する商工観光行政の推進に関する重要な課題や今後の方針等について審議していただきます。		◆年間開催回数 2回		
		◆会議の開催時期 平日日中(9時~17時)		
		◆会議の方法 公開		
		◆委員定数 15人		
現委員について		学識経験者 10人	団体推薦 2人	
◆任 期 R6.12.22-R8.12.21		職による選任 -	行政職員 -	
◆委員数 12人 (男性: 11人 女性: 1人)		その他 (-)		

産業経済	農政審議会			農業振興課
	設置目的と主な審議内容		◆任 期 2年	
越谷農業振興地域整備計画の見直しなど、農政に関する ことを審議していただきます。		◆年間開催回数 2回		
		◆会議の開催時期 平日日中(9時~17時)		
		◆会議の方法 一部非公開		
		◆委員定数 16人		
現委員について		学識経験者 -	団体推薦 15人	
◆任 期 R5.8.1-R7.7.31		職による選任 -	行政職員 1人	
◆委員数 16人 (男性: 13人 女性: 3人)		その他 (-)		

都市基盤	公共事業再評価委員会			都市計画課
	設置目的と主な審議内容		◆任 期 2年	
国土交通省が所管する補助金等の交付を受けた事業 で、事業採択後一定期間経過しても未着工の事業や長 期間経過しても継続中の事業に対して、公共事業の再評 価に係る対応方針について審議を行っていただきます。		◆年間開催回数 1回		
		◆会議の開催時期 平日日中(9時~17時)		
		◆会議の方法 公開		
		◆委員定数 5人		
現委員について		学識経験者 5人	団体推薦 -	
◆任 期 R6.2.10-R8.2.9		職による選任 -	行政職員 -	
◆委員数 5人 (男性: 4人 女性: 1人)		その他 (-)		

都市基盤	開発審査会		都市計画課		
	都市計画課				
設置目的と主な審議内容		◆任 期	2年		
都市計画法に基づく開発許可等の処分の審査請求についての裁決や調査・審議を行っていただきます。		◆年間開催回数	2回		
		◆会議の開催時期	平日日中(9時～17時)		
		◆会議の方法	公開		
		◆委員定数	5人		
		現委員について		学識経験者	5人
◆任 期	R7.4.1-R9.3.31	職による選任	-	行政職員	-
◆委員数	5人	その他	(-)
	(男性: 4人 女性: 1人)	-	(-)

都市基盤	まちの整備に関する審査会		都市計画課		
	都市計画課				
設置目的と主な審議内容		◆任 期	2年		
「越谷市まちの整備に関する条例」に基づく市の処分に係る審査請求についての裁決や調査・審議を行っていただきます。		◆年間開催回数	1回		
		◆会議の開催時期	平日日中(9時～17時)		
		◆会議の方法	公開		
		◆委員定数	3人		
		現委員について		学識経験者	3人
◆任 期	R5.10.14-R7.10.13	職による選任	-	行政職員	-
◆委員数	3人	その他	(-)
	(男性: 2人 女性: 1人)	-	(-)

都市基盤	建築審査会		都市計画課		
	都市計画課				
設置目的と主な審議内容		◆任 期	2年		
建築許可が必要な建築物についての同意を行うとともに、建築許可に関する審査請求についての裁決や調査・審議を行っていただきます。		◆年間開催回数	6回		
		◆会議の開催時期	平日日中(9時～17時)		
		◆会議の方法	公開		
		◆委員定数	7人		
		現委員について		学識経験者	7人
◆任 期	R6.4.1-R8.3.31	職による選任	-	行政職員	-
◆委員数	7人	その他	(-)
	(男性: 5人 女性: 2人)	-	(-)

都市基盤	西大袋土地区画整理審議会		市街地整備課
設置目的と主な審議内容		◆任 期 5年	
西大袋土地区画整理事業の仮換地指定や換地計画などの事業推進に係る事項や、協議事項等について審議していただきます。		◆年間開催回数 2回	
		◆会議の開催時期 平日日中(9時～17時)	
		◆会議の方法 非公開	
		◆委員定数 15人	
		◆現委員について	
◆任期 R4.6.3-R9.6.2		学識経験者 3人	団体推薦 -
◆委員数 15人 (男性: 15人 女性: 0人)		職による選任 -	行政職員 -
		その他 (選挙) 12人	

都市基盤	まちの整備に関する審議会		開発指導課
設置目的と主な審議内容		◆任 期 2年	
開発行為等の手続き、公共施設の整備に関する協議基準など、都市施策及び計画的なまちの整備の推進を図る「越谷市まちの整備に関する条例」の施行運用に関する重要事項を審議していただきます。		◆年間開催回数 -	
		◆会議の開催時期 平日日中(9時～17時)	
		◆会議の方法 公開	
		◆委員定数 5人	
		◆現委員について	
◆任期 R5.10.1-R7.9.30		学識経験者 2人	団体推薦 3人
◆委員数 5人 (男性: 4人 女性: 1人)		職による選任 -	行政職員 -
		その他 (-) -	

教育・文化	いじめ問題再調査委員会		青少年課
設置目的と主な審議内容		◆任 期 当該諮問に対し答申するまで	
いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議していただきます。		◆年間開催回数 -	
		◆会議の開催時期 -	
		◆会議の方法 非公開	
		◆委員定数 5人	
		◆現委員について	
◆任期 休止中		学識経験者 -	団体推薦 -
◆委員数 - (男性: - 女性: -)		職による選任 -	行政職員 -
		その他 (-) -	

教育・文化	文化財調査委員会			生涯学習課	
設置目的と主な審議内容		◆任 期 2年			
市域の文化財の調整、保存、活用に関することを調査・審議していただきます。		◆年間開催回数 5回			
		◆会議の開催時期 平日日中(9時～17時)			
		◆会議の方法 公開			
		◆委員定数 7人			
現委員について		学識経験者	7人	団体推薦	-
◆任 期 R5.8.1-R7.7.31		職による選任	-	行政職員	-
◆委員数 7人		その他 ()			
(男性: 7人 女性: 0人)		-			

教育・文化	小中学校学区審議会			学務課	
設置目的と主な審議内容		◆任 期 2年			
小中学校の通学区の編成などに必要な調査・審議を行っていただきます。		◆年間開催回数 5回			
		◆会議の開催時期 平日日中(9時～17時)			
		◆会議の方法 非公開			
		◆委員定数 20人			
現委員について		学識経験者	15人	団体推薦	4人
◆任 期 R6.8.8-R8.8.7		職による選任	1人	行政職員	-
◆委員数 18人		その他 ()			
(男性: 8人 女性: 10人)		-			

教育・文化	いじめ問題対策連絡協議会			指導課	
設置目的と主な審議内容		◆任 期 2年又は選任元の職に就いている間			
いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事、その他いじめ問題の対策について必要な事項を協議していただきます。		◆年間開催回数 定例2回+臨時会			
		◆会議の開催時期 平日日中(9時～17時)			
		◆会議の方法 一部非公開			
		◆委員定数 11人			
現委員について		学識経験者	-	団体推薦	4人
◆任 期 R5.6.15-R7.6.14		職による選任	3人	行政職員	4人
◆委員数 7人		その他 ()			
(男性: 6人 女性: 1人)		-			

教育・文化	いじめ防止対策委員会		指導課
	指導課		
設置目的と主な審議内容		◆任 期 2年	
地域におけるいじめの防止のため、実効的な対策の実施に関する事等を審議していただきます。		◆年間開催回数 定例2回+臨時会	
		◆会議の開催時期 不定期	
		◆会議の方法 一部非公開	
		◆委員定数 5人	
		◆現委員について	
◆任期 R5.6.15-R7.6.14		学識経験者 5人	団体推薦 -
◆委員数 5人		職による選任 -	行政職員 -
(男性: 3人 女性: 2人)		その他 (-)	

教育・文化	小中学校使用教科用図書選定委員会		指導課
	指導課		
設置目的と主な審議内容		◆任 期 当該年度の8/31まで	
越谷市立小中学校において使用する教科用図書の採択の適正かつ公正な実施を図るため、教科書の選定に関する事項について調査審議していただきます。		◆年間開催回数 4回	
		◆会議の開催時期 平日日中(9時~17時)	
		◆会議の方法 公開	
		◆委員定数 16人	
		◆現委員について	
◆任期 -		学識経験者 -	団体推薦 -
◆委員数 -		職による選任 -	行政職員 -
(男性: - 女性: -)		その他 (-)	

教育・文化	障害児就学支援委員会		教育センター
	教育センター		
設置目的と主な審議内容		◆任 期 2年	
障がいのある幼児児童生徒の就学に際し、教育的支援を図るための学びの場や支援の手立てについて審議していただきます。		◆年間開催回数 5回	
		◆会議の開催時期 平日日中(9時~17時)	
		◆会議の方法 一部非公開	
		◆委員定数 15人	
		◆現委員について	
◆任期 R7.4.1-R9.3.31		学識経験者 1人	団体推薦 -
◆委員数 15人		職による選任 13人	行政職員 1人
(男性: 6人 女性: 9人)		その他 (-)	

消防・防災	防災会議			危機管理室	
設置目的と主な審議内容		◆任 期 2年			
越谷市地域防災計画の策定・修正や災害対策の主な取組について審議していただきます。		◆年間開催回数 1回			
		◆会議の開催時期 平日日中(9時～17時)			
		◆会議の方法 公開			
		◆委員定数 40人			
現委員について		学識経験者	4人	団体推薦	11人
◆任 期 R6.4.1-R8.3.31		職による選任	4人	行政職員	21人
◆委員数 40人		その他 ()			
(男性: 34人 女性: 6人)		- (-)			

消防・防災	国民保護協議会			危機管理室	
設置目的と主な審議内容		◆任 期 2年			
市の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、越谷市の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進していただきます。		◆年間開催回数 不定期			
		◆会議の開催時期 平日日中(9時～17時)			
		◆会議の方法 公開			
		◆委員定数 40人			
現委員について		学識経験者	5人	団体推薦	7人
◆任 期 R6.5.31-R8.5.30		職による選任	3人	行政職員	22人
◆委員数 37人		その他 ()			
(男性: 36人 女性: 1人)		- (-)			

消防・防災	住宅防火対策推進協議会			消防局予防課	
設置目的と主な審議内容		◆任 期 2年			
越谷市の住宅防火対策を総合的・効果的に推進し、火災の防止と被害の低減を図るため、住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理についての働きかけ方などを協議していただきます。		◆年間開催回数 1回			
		◆会議の開催時期 平日日中(9時～17時)			
		◆会議の方法 公開			
		◆委員定数 20人			
現委員について		学識経験者	-	団体推薦	14人
◆任 期 R6.7.5-R8.7.4		職による選任	-	行政職員	6人
◆委員数 20人		その他 ()			
(男性: 15人 女性: 5人)		- (-)			

住居表示整備審議会		総務課
その他		
設置目的と主な審議内容		◆任 期 1年
住居表示整備事業に関する事項について調査・審議していただきます。		◆年間開催回数 -
		◆会議の開催時期 -
		◆会議の方法 未定
		◆委員定数 24人
現委員について		学識経験者 - 団体推薦 -
◆任 期 休止中		職による選任 - 行政職員 -
◆委員数 -		その他 (-)
(男性: - 女性: -)		- (-)

行政不服審査会		総務課
その他		
設置目的と主な審議内容		◆任 期 2年
行政不服審査法に基づき、裁決の客観性・公正性を高めるため、審理員が行った審理手続きの適正性や、法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性を、第三者の立場から審査していただきます。		◆年間開催回数 8回
		◆会議の開催時期 平日日中(9時～17時)
		◆会議の方法 非公開
		◆委員定数 3人
現委員について		学識経験者 - 団体推薦 -
◆任 期 R6.4.1-R8.3.31		職による選任 - 行政職員 -
◆委員数 3人		その他 (識見を有するもの(弁護士、大学准教授))
(男性: 2人 女性: 1人)		3人

特別職報酬等審議会		人事課
その他		
設置目的と主な審議内容		◆任 期 2年
議会の議員の議員報酬と政務活動費の額、非常勤の特別職の報酬の額、市長・副市長・教育長・常勤監査委員の給料の額について審議していただきます。		◆年間開催回数 2回程度
		◆会議の開催時期 平日日中(9時～17時)
		◆会議の方法 非公開
		◆委員定数 15人
現委員について		学識経験者 - 団体推薦 12人
◆任 期 R5.10.1-R7.9.30		職による選任 - 行政職員 -
◆委員数 12人		その他 (経済、労働、地域活動等の分野に精通している方)
(男性: 9人 女性: 3人)		3人

公務災害補償等認定委員会		安全衛生管理課				
その他	設置目的と主な審議内容					
	議会の議員その他非常勤の職員に生じた災害が公務災害または通勤災害であるかどうかを審議していただきます。					
	◆任 期	3年				
	◆年間開催回数	不定期				
	◆会議の開催時期	不定期				
	◆会議の方法	非公開				
◆委員定数 5人						
現委員について		学識経験者	-	団体推薦	5人	
◆任 期	R5.7.1-R8.6.30		職による選任	-	行政職員	-
◆委員数	5人		その他	(-)		
		(男性: 4人 女性: 1人)				

公務災害補償等審査会		安全衛生管理課				
その他	設置目的と主な審議内容					
	議会の議員その他非常勤の職員に対する公務災害または通勤災害の認定等についての不服申立てを審査し、裁定を行っていただきます。					
	◆任 期	3年				
	◆年間開催回数	-				
	◆会議の開催時期	-				
	◆会議の方法	非公開				
◆委員定数 3人						
現委員について		学識経験者	-	団体推薦	-	
◆任 期	休止中		職による選任	-	行政職員	-
◆委員数	-		その他	(-)		
		(男性: - 女性: -)				

労働報酬等審議会		契約課				
その他	設置目的と主な審議内容					
	公契約条例に基づく労働報酬下限額を設定するにあたり、その水準の妥当性を審議していただきます。					
	◆任 期	2年				
	◆年間開催回数	3回程度				
	◆会議の開催時期	不定期				
	◆会議の方法	公開				
◆委員定数 6人						
現委員について		学識経験者	2人	団体推薦	4人	
◆任 期	R5.10.1-R7.9.30		職による選任	-	行政職員	-
◆委員数	6人		その他	(-)		
		(男性: 5人 女性: 1人)				

その他

市立病院運営審議会

市立病院庶務課

設置目的と主な審議内容

市立病院の管理運営に関する基本計画の策定や基本計画の実施に関することについて調査・研究・審議していただきます。

◆任 期	2年
◆年間開催回数	2回程度
◆会議の開催時期	平日日中(9時~17時)
◆会議の方法	公開
◆委員定数	18人

現委員について

- ◆任 期 R6.10.10-R8.10.9
- ◆委員数 18人
(男性: 13人 女性: 5人)

学識経験者	-	団体推薦	18人
職による選任	-	行政職員	-
その他	(-)

✧ 要綱※の対象外となる審議会等 ✧

※「越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱」（P48参照）

「越谷市教育委員会審議会等の設置及び運用に関する要綱」（P51参照）

広報・情報 公開	広報広聴専門委員			広報シティプロモーション課		
	設置目的と主な審議内容 市の広報広聴活動に関する助言や協力を行っていただきます。			◆任 期	2年	
◆年間開催回数				3回		
			◆会議の開催時期	平日日中(9時～17時)		
			◆会議の方法	非公開		
			◆委員定数	12人		
現委員について			学識経験者	3人	団体推薦	4人
◆任 期 R7.4.1-R9.3.31			職による選任	-	行政職員	-
◆委員数 7人 (男性: 5人 女性: 2人)			その他	(-)		

男女共同参 画	男女共同参画苦情処理委員			人権・男女共同参画推進課		
	設置目的と主な審議内容 男女共同参画の推進に関する苦情を適切・迅速に処理していただきます。			◆任 期	2年	
◆年間開催回数				1回		
			◆会議の開催時期	平日日中(9時～17時)		
			◆会議の方法	非公開		
			◆委員定数	3人		
現委員について			学識経験者	3人	団体推薦	-
◆任 期 R5.7.1-R7.6.30			職による選任	-	行政職員	-
◆委員数 3人 (男性: 1人 女性: 2人)			その他	(-)		

保健・福祉・ 介護	福祉保健オンブズパーソン			福祉総務課		
	設置目的と主な審議内容 福祉保健サービスに関する苦情を中立な立場で調査し、是正勧告・提言などを行うことで迅速な解決を促進し、利用者の権利と利益を守っていただきます。			◆任 期	2年	
◆年間開催回数				1回程度(申立てがあった時)		
			◆会議の開催時期	平日日中(9時～17時)		
			◆会議の方法	非公開		
			◆委員定数	3人		
現委員について			学識経験者	3人	団体推薦	-
◆任 期 R6.12.1-R8.11.30			職による選任	-	行政職員	-
◆委員数 3人 (男性: 2人 女性: 1人)			その他	(-)		

設置目的と主な審議内容 野口富士男文庫の適正な運営を図るために、文庫資料の展示・公開、講演会の開催など、文庫の運営に関する事項について協議していただきます。	◆任 期 2年	
	◆年間開催回数 2回	
	◆会議の開催時期 土日又は平日の日中	
	◆会議の方法 非公開	
	◆委員定数 7人	
現委員について ◆任 期 R5.5.1-R7.4.30 ◆委員数 7人 (男性: 6人 女性: 1人)	学識経験者 7人	団体推薦 -
	職による選任 -	行政職員 -
	その他 (-)	
	- (-)	

✧ 關係資料 ✧

○審議会等の委員への女性の登用推進要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越谷市男女共同参画推進条例(平成17年条例第9号。以下「条例」という。)第16条第3項に規定する審議会等の委員構成における積極的格差是正措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、附属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置されるものをいう。)及び有識者等の意見を聴取し、市政に反映させることを目的とした規則、要綱その他の規程に基づく審議会、委員会、協議会等をいう。

(目標)

第3条 審議会等の委員については、次に掲げる事項を目標とし、女性の登用を推進する。

(1) 女性委員のいない審議会等を解消すること。

(2) 女性委員の構成比率を条例第10条第1項に基づく基本計画に掲げる目標値以上とすること。

(女性の登用状況の公表)

第4条 市長公室長は、毎年度4月1日現在の審議会等の委員への女性の登用状況を越谷市男女共同参画行政推進会議に報告するとともに、市民に公表するものとする。

(女性登用の推進)

第5条 審議会等を所管する部長等(以下「関係部長」という。)は、審議会等の委員の選任に当たっては、特に次に掲げる事項に留意して、女性の積極的な登用に努めるものとする。

(1) 学識経験者の専門分野については、当該分野に限定せず、関連する分野にまで範囲を広げて女性の登用に努めること。

(2) 関係団体に審議会等の委員の推薦を依頼する場合は、長や役員に限定せず、女性の構成員を推薦してもらうよう要請すること。また、女性が少ない団体から推薦を受け

ている場合は、女性が多い団体を推薦団体に加えるなどの検討をすること。

(3) 特定の役職に就いていることを委員就任の要件としている場合(法令で定めのある場合を除く。)は、現に女性が就いている役職を指定の役職に加えるなどの検討をすること。

(4) 審議会等の委員に職員を充てる場合(法令で定めのある場合を除く。)は、その選任区分を学識経験者として女性を選任するなどの検討をすること。

(事前協議)

第6条 関係部長は、審議会等の委員の選任に当たっては、あらかじめ審議会等の委員の選任に係る事前協議書(様式第1号)により、市長公室長と協議を行うものとする。

2 市長公室長は、前項の規定による協議を行ったときは、その結果を通知するものとする。

3 関係部長は、事前協議を経て委員の選任を行ったときは、すみやかにその結果を市長公室長に報告するものとする。

(情報の収集及び提供)

第7条 市長公室長は、審議会等の委員への女性の登用を推進するため、個人情報保護に留意し、女性の委員候補者に関する情報の収集及び整備に努め、適切な提供を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長公室長が定める。

○越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、審議会等の適正な設置及び円滑な運用を図るために必要な事項を定めることにより、審議会等の運営の透明性及び公正性を確保するとともに、市政に対する市民参加の促進を図り、もって開かれた市政の推進に資することを目的とする。

2 審議会等の設置及び運用に関し、この要綱に規定する事項について、別に定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、市長が設置する地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関及び有識者等の意見を聴取し、市政に反映させることを目的とした規則、要綱その他の規程に基づく審議会、委員会、協議会等で、別表に掲げるもの以外のものをいう。

(設置時の留意事項)

第3条 審議会等の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 審議会等の適正な運用を図るため、原則としてその設置根拠となる条例、規則、要綱その他の規程において、審議会等の設置目的、所掌事務並びに委員又は構成員(以下「委員」という。)の人数、選任区分及び任期を明らかにするものとする。

(2) 委員の人数は、必要最小限とする。ただし、法律又はこれに基づく命令(以下「法令」という。)に定めがある場合は、この限りでない。

(委員の選任)

第4条 委員の選任は、審議会等の設置目的に応じ、次に掲げる事項について充分配慮し、行うものとする。

(1) 審議会等の機能が十分発揮されるよう、審議会等のそれぞれの設置目的に応じて幅広く市民各界各層から選任

する。

(2) 団体に対して委員の推薦を依頼する場合は、委員の重複を避けるため、団体と十分協議を行うとともに、推薦される者が団体の長に固定しないよう配慮する。

(3) 公募により委員を選任することが適当であると認められる審議会等については、積極的に公募制を導入する。この場合において、公募により選任する委員の人数は、当該審議会等の委員定数のおおむね20パーセント以上とする。

(4) 審議会等の委員への女性の登用推進要綱(平成10年12月1日決裁)の趣旨を踏まえ、積極的に女性委員の登用を図る。

(5) 複数の審議会等(市長以外の市の執行機関が設置する審議会等を含む。次条第1項第3号において同じ。)において同一人を重複して委員に選任する場合は、法令に定めがある等の特別の理由がある場合を除き、3機関までとする。

(6) 委員の在任期間は、法令に定めがある等の特別の理由がある場合を除き、一の審議会等について連続3期以内とする。

(公募委員の応募資格等)

第5条 公募により選任する委員に応募することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 満18歳以上の者であること。

(2) 市内において、住み、働き、学び、又は活動している者であること。

(3) 他の審議会等の公募による委員でない者であること。

(4) 市の職員でない者であること。

2 公募により選任された委員が、前項第2号又は第4号に定める要件に該当しなくなった場合は、その職を失うものとする。

(公募の方法等)

第6条 委員の公募に当たっては、次に掲げる事項について広報紙、インターネットホームページその他の広報媒体を利用する等、より広く周知するものとする。

- (1) 審議会等の名称、設置目的及び所掌事務
- (2) 応募資格
- (3) 公募人数
- (4) 選任時期及び任期
- (5) 申し込み方法及び申し込み期限
- (6) 問い合わせ先
- (7) その他必要な事項
(意見の聴取)

第7条 審議会等は、審議、調査等に必要があると認めるときは、広く市民の意見聴取に努めるものとする。

(会議の公開)

第8条 審議会等の会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

- (1) 会議において、越谷市情報公開条例(平成11年条例第10号)第7条各号に掲げる情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、審議会等の代表者が当該審議会等に諮って行うものとする。

3 審議会等の代表者は、会議を公開しないことと決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

4 審議会等を所管する課の長(以下「所管課長」という。)は、当該審議会等の会議の公開又は非公開が決定されたときは、会議の公開・非公開に関する決定報告書(第1号様式)を作成し、速やかに総務部総務課長及び行財政部行政管理課長に提出するものとする。

(公開の方法)

第9条 審議会等の会議の公開は、傍聴者の定員をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設けて希望する者に傍聴を認めること

により行うものとする。

2 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議を公正かつ円滑に行えるよう傍聴に係る遵守事項を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

3 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料のうち越谷市情報公開条例第7条各号に掲げる情報が記載されている会議資料については、この限りでない。

(会議開催の公表)

第10条 審議会等は、公開することと決定した会議を開催しようとするときは、開催日前7日までに会議開催について庁舎内へ掲示すること及びインターネットホームページへ掲載することにより公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

2 前項の規定による庁舎内への掲示は、総務部総務課において行うものとする。この場合において、所管課長は、当該掲示用に、会議開催のお知らせ(第2号様式)を作成し、総務部総務課長に提出するものとする。

3 審議会等は、第1項の規定による公表のほか、広報紙その他の広報媒体を活用すること等により、会議開催について公表するよう努めるものとする。

(会議録の作成)

第11条 審議会等の会議の経過及び結果の正確性を確保するため、審議会等の事務局において会議録を作成するものとする。

(会議開催結果の公表)

第12条 審議会等は、公開した会議については、会議の概要を市民の閲覧に供すること及びインターネットホームページへ掲載することにより、会議の開催結果を公表するものとする。

2 審議会等は、前項の規定による公表に当たっては、会議の概要に会議録及び会議資料を添付するよう努めるものとする。

3 第1項の閲覧は、総務部総務課において

行うものとする。この場合において、所管課長は、当該閲覧用に、会議の開催結果（第3号様式）を作成し、総務部総務課長に提出するものとする。

4 審議会等は、第1項の規定による公表のほ

か、広報紙その他の広報媒体を活用すること等により、会議の開催結果について公表するよう努めるものとする。

（委員情報の登録）

第13条 所管課長は、委員を選任したときは、速やかに公職者システムに必要情報を登録するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか審議会等の設置及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第2条関係）

対象外となる審議会

審議会等名称
広報・広聴専門委員
福祉保健オンブズパーソン
男女共同参画苦情処理委員

○越谷市教育委員会審議会等の設置及び運用に関する要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、審議会等の適正な設置及び円滑な運用を図るために必要な事項を定めることにより、審議会等の運営の透明性及び公正性を確保するとともに、教育行政に対する市民参加の促進を図り、もって開かれた教育行政の推進に資することを目的とする。

2 審議会等の設置及び運用に関し、この要綱に規定する事項について、別に定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、越谷市教育委員会が設置する地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関及び有識者等の意見を聴取し、教育行政に反映させることを目的とした規則、要綱その他の規程に基づく審議会、委員会、協議会等で、別表に掲げるもの以外のものをいう。

(設置時の留意事項)

第3条 審議会等の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 審議会等の適正な運用を図るため、原則としてその設置根拠となる条例、規則、要綱その他の規程において、審議会等の設置目的、所掌事務並びに委員又は構成員(以下「委員」という。)の人数、選任区分及び任期を明らかにするものとする。

(2) 委員の人数は、必要最小限とする。ただし、法律又はこれに基づく命令(以下「法令」という。)に定めがある場合は、この限りでない。

(委員の選任)

第4条 委員の選任は、審議会等の設置目的に応じ、次に掲げる事項について十分配慮し、行うものとする。

(1) 審議会等の機能が十分発揮されるよう、審議会等のそれぞれの設置目的に応じて幅広く市民各界各層から選任する。

(2) 団体に対して委員の推薦を依頼する

場合は、委員の重複を避けるため、団体と十分協議を行うとともに、推薦される者が団体の長に固定しないよう配慮する。

(3) 公募により委員を選任することが適当であると認められる審議会等については、積極的に公募制を導入する。この場合において、公募により選任する委員の人数は、当該審議会等の委員定数のおおむね20パーセント以上とする。

(4) 審議会等の委員への女性の登用推進要綱の趣旨を踏まえ、積極的に女性委員の登用を図る。

(5) 複数の審議会等(教育委員会以外の市の執行機関が設置する審議会等を含む。次条第1項第3号において同じ。)において同一人を重複して委員に選任する場合は、法令に定めがある等の特別の理由がある場合を除き、3機関までとする。

(6) 委員の在任期間は、法令に定めがある等の特別の理由がある場合を除き、一の審議会等について連続3期以内とする。

(公募委員の応募資格等)

第5条 公募により選任する委員に応募することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 満18歳以上の者であること。

(2) 市内において、住み、働き、学び、又は活動している者であること。

(3) 他の審議会等の公募による委員でない者であること。

(4) 市の職員でない者であること。

2 公募により選任された委員が、前項第2号又は第4号に定める要件に該当しなくなった場合は、その職を失うものとする。

(公募の方法等)

第6条 委員の公募に当たっては、次に掲げる事項について広報紙、インターネットホームページその他の広報媒体を利用する等、より広く周知するものとする。

(1) 審議会等の名称、設置目的及び所掌事務

- (2) 応募資格
- (3) 公募人数
- (4) 選任時期及び任期
- (5) 申し込み方法及び申し込み期限
- (6) 問い合わせ先
- (7) その他必要な事項
(意見の聴取)

第7条 審議会等は、審議、調査等に必要があると認めるときは、広く市民の意見聴取に努めるものとする。

(会議の公開)

第8条 審議会等の会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

- (1) 会議において、越谷市情報公開条例(平成11年条例第10号)第7条各号に掲げる情報に関し審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、審議会等の代表者が当該審議会等に諮って行うものとする。
- 3 審議会等の代表者は、会議を公開しないことと決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。
- 4 審議会等を所管する課の長(以下「所管課長」という。)は、当該審議会等の会議の公開又は非公開が決定されたときは、会議の公開・非公開に関する決定報告書(第1号様式)を作成し、速やかに総務部総務課長及び教育総務部教育総務課長に提出するものとする。

(公開の方法)

第9条 審議会等の会議の公開は、傍聴者の定員をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設けて希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議を公正かつ円滑に行えるよう傍聴に係る遵守事項を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

3 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料のうち越谷市情報公開条例第7条各号に掲げる情報が記載されている会議資料については、この限りでない。

(会議開催の公表)

第10条 審議会等は、公開することと決定した会議を開催しようとするときは、開催日前7日までに会議開催について庁舎内へ掲示すること及びインターネットホームページへ掲載することにより公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

2 前項の規定による庁舎内への掲示は、総務部総務課において行うものとする。この場合において、所管課長は、当該掲示用に、会議開催のお知らせ(第2号様式)を作成し、総務部総務課長に提出するものとする。

3 審議会等は、第1項の規定による公表のほか、広報紙その他の広報媒体を活用すること等により、会議開催について公表するよう努めるものとする。

(会議録の作成)

第11条 審議会等の会議の経過及び結果の正確性を確保するため、審議会等の事務局において会議録を作成するものとする。

(会議開催結果の公表)

第12条 審議会等は、公開した会議については、会議の概要を市民の閲覧に供すること及びインターネットホームページへ掲載することにより、会議の開催結果を公表するものとする。

2 審議会等は、前項の規定による公表にあたっては、会議の概要に会議録及び会議資料を添付するよう努めるものとする。

3 第1項の閲覧は、総務部総務課において行うものとする。この場合において、所管課長は、当該閲覧用に、会議の開催結果(第3号様式)を作成し、総務部総務課長に提出するものとする。

4 審議会等は、第1項の規定による公表のほか、広報紙その他の広報媒体を活用する

こと等により、会議の開催結果について公表するよう努めるものとする。

(委員情報の登録)

第13条 所管課長は、委員を選任したときは、速やかに公職者システムに必要情報を登録するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか審議会等の設置及び運用に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表(第2条関係)

審議会等名称
越谷市入学準備金貸付審査会
野口富士男文庫運営委員会

「越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱」等の運用状況に関する調査結果

令和7年4月1日現在

1. 調査実施機関及び委員の数

区分	設置数	委員数(人)		
		女性	男性	合計
要綱対象	73(64)	427	751	1,178
要綱対象外	10	11	47	58
合計	83(74)	438	798	1,236

※ ()は令和7年4月1日現在に休止中又は改選中のため在籍委員がない機関を除いた数

2. 会議等の公開・非公開決定の状況

審議会等(要綱対象)	公開決定	非公開決定	未決定
73 (72)	51 (50)	20 (20)	2 (2)

※ ()カッコ内は前年の状況

3. 公募状況

(1)公募実施状況

区分	公募実施機関…①				公募未実施機関…②	合計 (①+②)	公募委員数(人)		
	20%以上	20%未満	休止中等	計			20%以上	20%未満	合計
要綱対象	19	10	1	30	43	73	88	38	126
要綱対象外	1	0	0	1	9	10	27	0	27
計	20	10	1	31	52	83	115	38	153

● 審議会等(要綱対象)の委員総数に対する公募委員割合 10.7% (前年:10.4%)

● 調査実施機関の委員総数に対する公募委員割合 12.4%(前年:12.4%)

※ 公募委員割合(%)は、小数点第2位を四捨五入

● 公募実施審議会等の数

平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
29	29	29	30	30	30	31

※各年度4月1日現在の審議会等の数

(2)公募未実施審議会等(要綱対象)の内訳

内容	審議会等
①法令に選任規定が設けられているもの	15
②専門的な特定事項を審査、審議又は調査するもの	22
③利害関係の処分等を審査、審議又は調査するもの	4
④その他の理由によるもの	2
合計	43

4. 女性登用状況

調査対象全審議会等 (要綱対象外も含む)	委員数(人)			女性委員割合(%)
	女性	男性	合計	
	438	798	1,236	35.4(前年:33.5)

※ 女性委員割合(%)は、小数点第2位を四捨五入

※ 上記の数値は、第4次越谷市男女共同参画計画で掲げる女性委員の登用目標値の対象となる審議会等の数値で、県を通じて内閣府に報告している数値である。

【発行】

越谷市

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

行財政部 行政管理課 048-963-9313(直通)

市長公室 人権・男女共同参画推進課 048-963-9113(直通)